
「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」のご案内
～マイナンバー制度、はじまります～

平成25年5月24日、全国民に個人番号を付番し、個人を一意に特定することを可能とする「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立しました。

平成27年10月からマイナンバーを国民一人ひとりにお届けし、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。

事業者のみなさまは、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱うこととなりますが、その管理に当たって安全管理措置などが義務付けられます。

内閣府外局の第三者機関である特定個人情報保護委員会では、法律が求める保護措置及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説したガイドラインを作成しましたので、ご参考にして下さい。

○ガイドラインについて

- ・特定個人情報保護委員会ホームページ
<http://www.ppc.go.jp/>
- ・ガイドラインに関するご質問
特定個人情報保護委員会事務局 TEL 03-6441-3693

○マイナンバー制度について

- ・内閣官房ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ・マイナンバー制度に関するご質問
マイナンバーコールセンター TEL 0570 - 20 - 0178